

施設名	新潟市新津地区公民館(新潟市新津地域学園)
所管部・課	新潟市中央公民館(秋葉区地域総務課)
所在地	新潟市秋葉区新津東町2丁目5番6号
根拠法令	教育基本法、社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例(新潟市新津地域学園条例)
施設概要	敷地面積:31,673.97㎡ 建物構造:RC造及びS造 建物延床面積:9,800.61㎡(研修棟、資料棟A・B、陶芸窯ほか11棟) 地域学園分:6,231.37㎡(うち公民館使用面積:3,648.05㎡、地域学園と共用) 新津鉄道資料館分:1,954.61㎡ 体育施設分:1,614.64㎡

施設 の 設置 目的	
<p>(新津地区公民館)市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、公民館を設置します。</p> <p>(新津地域学園)市民の生涯学習、文化活動等の自主活動を推進し、及び地域文化の振興を図ることを通じ、市民福祉の向上に資するために設置します。</p>	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
<p>《新津地区公民館》</p> <p>【新潟市公民館改革宣言】</p> <p>新潟市の公民館は、地域の人たちが主体となって、地域のもつ力を最大限に発揮できるよう、一緒に考え、学びあい、学びの成果を生かして、地域の絆づくりを支援します。私たちは、地域に出かけ、一緒に取り組み、地域を元気にします。</p> <p>【1 公民館事業に関連する「新潟市教育振興基本計画」の基本施策】</p> <p>基本施策1 生涯学び続け、学びを活かし活躍できる機会の充実と支援 基本施策5 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成 基本施策6 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進 基本施策9 地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進 基本施策11 家庭教育の充実と子育て支援の充実</p> <p>【2 上記1を踏まえた公民館事業の取組】</p> <p>(1)人づくり、地域づくりを通じた地域コミュニティ活動の活性化への支援 (2)家庭における教育力向上の支援 (3)青少年の生き抜く力を育む機会の充実 (4)高齢者の学習支援や社会参加の促進 (5)現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供</p> <p>《新津地域学園》</p> <p>1.住民サービスの向上や平等利用が確保されること 2.利用者の意見及び要望を管理運営に速やかに反映すること 3.利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること 4.新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知りえた情報について守秘義務を遵守すること</p>	